

○国家公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年九月十二日

国家公安委員会委員長 山岡 賢次

付表 1 (1)青色の灯火の矢印の項中「できます」の次に「（右向きの矢印の場合には、転回することもできます。）」を加え、「右折の」を「右向きの」に改める。

付表 3 (1)ア一方通行の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|------|--------------------------------|----|
| 自転車一方通行 | 31の2 | 標示板の矢印の示す方向の反対方向に自転車が進行することの禁止 | 同上 |
|---------|------|--------------------------------|----|



附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、付表3の改正規定は、公布の日から施行する。